

事業継続力強化支援計画の概要

実施者名	南大隅町商工会（法人番号 7340005007157） 南大隅町（地方公共団体コード 464911）
実施期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日
目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者に対し災害、感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知。</li> <li>・発災時連絡の円滑化を目指し、当会と南大隅町間にて被害情報の連絡網を構築。</li> <li>・発災後早期復興支援策の為、組織内体制、関係機関連携体制を平時より構築。</li> </ul>
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事前の対策             <ol style="list-style-type: none"> <li>①小規模事業者に対する災害リスクの周知 小規模事業者に対し、自然災害や感染症等のリスク及びその影響を軽減するための取組(支援施策の案内やリスク対策の必要性、保険概要、BCP)や対策について、セミナーの開催等による、周知支援を行う。</li> <li>②フォローアップ及び事業の評価 小規模事業者の事業者 BCP 等の取組状況の確認を行い、毎年度、南大隅町と事業継続力強化支援会議を開催し、状況確認や改善点等について協議し、事業の実施状況及び評価検証を行う。</li> </ol> </li> <li>2. 発災後の対策 発災後の職員の安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等を共有し、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。</li> <li>3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 自然災害発生時に管内小規模事業者の被害情報について迅速な報告・指揮命令の円滑化を図る仕組みを構築。感染症拡大の場合は、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と南大隅町が共有した情報を県に報告する。</li> <li>4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。また、管内小規模事業者等の被災状況を確認し、被災事業者施策について管内小規模事業者へ周知する。また、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象にした支援等の実施や相談窓口の開設を行う。</li> <li>5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 鹿児島県の方針により、復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対して支援を行う。</li> </ol>
連絡先	<p>南大隅町商工会 〒893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北 220 TEL:0994-24-2320 / FAX:0994-24-2324 / E-Mail: minamiosumi-s@kashoren.or.jp</p> <p>南大隅町 企画観光課 〒893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北 226 TEL:0994-24-3113 / FAX:0994-24-3119 / E-Mail: kanko@town.minamiosumi.lg.jp</p>